

第九十六回
参議院法務委員会會議録第四号

昭和五十七年三月三十日(火曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

三月二十三日

山 中 郁子君

補欠選任
官本 顯治君

三月二十九日

世 耕 政隆君

補欠選任
金丸 三郎君

官本 顯治君

小笠原貞子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

鈴木 一弘君

平井 卓志君

円山 雅也君

寺田 熊雄君

小平 芳平君

白井 莊一君

戸塚 進也君

中西 一郎君

真鍋 賢二君

八木 一郎君

小谷 守君

小笠原貞子君

中山 千夏君

坂田 道太君

寛 榮一君

千種 秀夫君

前田 宏君

政府委員

法務大臣

法務大臣官房長

法制調査部長

法務省刑事局長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局人事局長

最高裁判所事務

総局刑事局長

事務局側

常任委員会専門

員

警察庁警務局長

与厚生課長

梅田 晴亮君

大西 勝也君

小野 幹雄君

奥村 俊光君

福永 英男君

説明員

警察庁警務局長

与厚生課長

本日の会議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十九日、世耕政隆君及び官本顯治君が委員を辞任され、その補欠として金丸三郎君及び小笠原貞子君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る二十三日の委員会において聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 これは最高裁判所の方ですか、それとも法務省の方ですか、各国の法曹人口、各国

といわれています、アメリカ並びにヨーロッパの先進国で結構ですから、それをちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 日本の場合、約一千万七千人でございますのに對しまして、アメリカが約四十七万人、イギリスが約六万人、西ドイツが約五万人、フランスが約一萬三千人、イタリアが約四万人でございます。

○寺田熊雄君 フランスは幾らと言われましたか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 約一萬三千人でございます。

○寺田熊雄君 そうすると、人口に比例をしまして、日本の場合は、フランスを除きますと、そのほかいまだあなたがおっしゃった諸国よりも著しく少ないということになりますか。そういうふうに向つてよろしいですか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 人口との關係で申しますと、イタリアを除きますと、わが国が一番比率では少ないということに相なります。

○寺田熊雄君 この法曹人口が少ないということ、法曹人口といひましても裁判官、検察官それから弁護士と、この三者がありますから一概には言えないけれども、仮に弁護士を例にとりますと、日本の弁護士の数が国民の法律生活の需要といひますか、法律生活を援助し、かつこれを何といひますか、そのもろもろの需要に應ずるだけの人員を備えているかどうかということになります。

これは最高裁判所と法務省と両者にお伺ひしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 弁護士の数の社会における活動状況、過去の歴史から見ます国民の弁護士に対する需要といったようなもの

が各国それぞれの歴史の中で異なつておられると思ひますので、一概には比較しにくい問題があるうかと思ひます。

○政府委員(千種秀夫君) ただいま最高裁判所の方からお話ございましたことと重複するわけでございますけれども、国民の法律生活のあり方、それに対する専門家の関与の仕方、こういうこととの關係がございまして、急激にその生活様式が變りません以上は、法曹人口というものの急激に變動することはむしろかたがたと思ひます。

ただ、一般的に申しますと、戦後經濟が非常に成長して、国民のそういう法律に關係のある生活面がふえてまいりましたから、そういう意味では法律的な需要というものはふえていっているのではないかと考えております。

○寺田熊雄君 法律生活のあり方によつて弁護士の需要というものが異なる、これは確かにそう言えますね。私もアメリカに行きまして、アメリカで大眾が、もうすべての生活の隅々に弁護士が入り込んでおるのにびっくりしたんです。

たとえば、建築の許可をとる、その中にはガソリンスタンドの建設も含まれるし、アパートの建設も含まれる。その許可をとるのも、すぐに弁護士のところに駆けつけてその助力を求めなくちゃいかぬ。遺言の問題は申すまでもない。もう交通事故の損害賠償その他も、すべてに弁護士が入り込んでくる。ですから、アメリカの場合は弁護士は四十三万人もおる。人口が二億二千万であるのに四十三万人。日本がたしかに一萬二千人ですから、それと比較するといかに弁護士の数が多いかということが理解できる。

そこへいくと日本は、国民が法律上のいろいろ疑問点、問題点に遭遇しても、すぐに弁護士のところへ駆けつけるというまだ必ずしも習慣ができていないんですから、あなたの方のおっしゃるよう

なことは理解できないのではないだけども、弁護士に相談をしないためにかえつてトラブルが大きくなつて、後でそれを解決しようとするとなかなか日数や費用がかかるという事例もあるわけですね。これは、われわれがもういままでにきわめてたくさん事例を見てきております。そういうことを考えると、もう少し国民が法律生活の面で弁護士を活用した方がいいのじゃないか。そうすると、弁護士の数をもっとふやす方が好ましいようにも思ふんです。

それからもう一つは、現在、検察官はひとまずおいて、裁判官の数が十分に国民の法律的な紛争を解決する上で十分な数を持つていくかどうかという疑問点もありますね。

この裁判官の数が現状で十分かどうかという問題と、それから弁護士の数をふやすとどうしたら一番いいのかというこの二つの問題について、ちよつとお考えをお伺いしたい。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 裁判官の数が少ないではないかという点につきましては、つとにこれまで各方面からの御指摘もございまして、昭和三十九年の御承知の臨時司法制度調査会の意見におきましても、その増員の必要が述べられております。

私どもといたしましては、毎年、裁判官の増員については努力してまいりまして、昭和四十年以降をとらえてみますと、二百人以上の増員が図られております。しかしながら、他方、わが国の法曹人口が、先ほど委員御指摘のとおり少のうございまして、裁判官につきましてはその供給源も非常に限度がございまして、したがって、一挙に増員することはなかなかむづかしいのではないかとと思われまふ。また、裁判官の質を落すわけにはまいりません。そういったところから、一挙に増員することはむづかしいように思ひます。

どの程度の裁判官が確保されれば十分かという点につきましては、具体的な数字としては非常に示しにくい問題があるかと思われまふ。質を高く維持しつつ合理的な期間内に判決を出さなければならぬ。

ばならず、そのためには十分調査研究する時間的余裕も必要でございまいしょうが、裁判官という高い地位にある者としては相応の忙しさは甘受しなければならぬと思ひます。現在の数で十分だとは決して思つておりません。したがって、毎年じみちな増員についての努力を積み重ねてまいりたいというふうに思つております。

○政府委員(千種秀夫君) 弁護士の数につきまして若干申し上げますと、先ほど申し上げましたように、いまの国民生活が非常に多様化しておりますので、法律的需要もふえてきておりますので、弁護士の数も次第にふえていくべきものかと考えております。

ただ、弁護士につきましても、わが国の制度のもとにおきましては司法の一端を担つておるわけでもございまして、判検事と同じ資格、同じ養成課程で育つてきておりますものから、これの質を急に下げるといふわけにもまいりませう、ただいま最高裁判所において裁判官について御説明になりましたこととかなり重複するのでございませうけれども、徐々に拡充してまいりたいと考えております。

事実、戦後の司法試験の合格者及びその中から弁護士になつていく者の数を見てまいりますと、昭和二十年代に比べますと昭和四十年代以降は大体倍以上になつていくわけでもございまして、その傾向は今後も持続していくものと考えられますので、次第に充実していくものと考えております。

○寺田熊雄君 さつきは最高裁判所から法曹人口全体の数を言つていただいたのだけれども、裁判官だけの数はいま言つていただかなかつたですね。これをちよつと明らかにしていただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 裁判官の数に限つて申しますと、わが国が約二千八百人、アメリカが約二万四千人、イギリスが約二万五千人、西ドイツが約一万六千人、フランスが約三千六百人、イタリアが約五千七百人となつております。

○寺田熊雄君 アメリカと日本とは、アメリカは州の裁判官と連邦の裁判官と二つに分かれていますので、これはちよつと日本と比較はしにくいので、イギリスの場合も治安判事のような素人に毛の生えたような裁判官に対して、本當の裁判官といひますか、非常に地位の高い老練な裁判官はたしか千人いらないように思ひますが、そういうことを考えますと、なかなかこれは単純に数だけを比較するといふわけにはいかないけれども、やはり似通つてゐる西ドイツあるいはフランスなどと比べると、まだまだ日本は少ないといふことは言えると思ふんです。

確かに裁判官の質を落としてもらつちや困るけれども、しかし余り裁判に要する期間が長くなつても困るし、また裁判官の事務的な負担というものがわれわれが見てみても非常に多いようですから、これからのじみちに増員のために努力をしていつていただきたい。それはよろしいですか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 先ほど申し上げましたとおり、一挙に増員することにはいろいろな面から難点がございまして、毎年少しづつではございましてじみちな努力は今後もづつと積み重ねていきたいと思つております。

○寺田熊雄君 これは最高裁判所の領域ではあります、法務省におかれてもやはり一つの職務範囲の中に入るのでしようか、最高裁判所の後押しをして裁判官の充員といひますか、充足に十分これからの努力をしていつていただきたいと思ひますが、よろしいですか。

○政府委員(千種秀夫君) ただいま先生御指摘のとおり、私どもも裁判所の裁判官その他一般の職員も含めまして、裁判所の充実に努力してまいりたいと思つております。

○寺田熊雄君 法務大臣もちよつと。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま調査部長から申し上げたとおりでございしますが、やはり裁判官及び職員の充実に努めてまいりたいと思つております。

○寺田熊雄君 おかぜを召しておられるようで聞

き取りにくかつたけれども、そのおつしやるお気持ちは十分よく理解できました。

それから、私、弾劾裁判所裁判員もいたしまして、短い任期の間に鬼頭判事補、それから安川簡易裁判所判事、これは参りませんでしたけれども、いろいろ関心を持つたんです。それから谷合判事補、これも弾劾裁判所の裁判をいたしたわけでありまして、この三人の事件を考えました折に、ああいう人々がやめた場合の退職手当といふものはどのぐらいなんだらうかという疑問が起きたわけでありまして。

裁判官が年金を受給するだけの勤続年限があれば、これは老後の生活がある程度保障されるけれども、二十年に満たない場合の退職手当といふものはどのぐらいか。これはいま申し上げた三人だけじゃなくて一般の裁判官の退職手当の問題もあるわけでありまして、一般の裁判官の退職手当、それから個々の鬼頭、安川、谷合、この三人の具体的な退職手当額、こういうことをちよつと御説明いただきたいと思ふんです。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) まず、一般に裁判官の退職手当でございしますが、これは国家公務員等退職手当法という法律がございまして、他の一般の公務員と同様にこの法律に基づいて、退職時の報酬月額を基礎といたしまして、これに對しまして退職の事由、これはいろいろなる事由がございしますが、この退職の事由ごとにその在職年数に応じて決められております一定の率を掛けるということで計算して退職手当が出てくるわけでございます。

具体的に名前が出ました安川簡易裁判所判事でございしますが、安川簡易裁判所判事は在職年数が二十四年ちよつとぐらいでございまして、退職時の報酬月額が四十二万円ばかり、結局退職手当が一千万をちよつと超える額、一千九十九万程度というところになつております。

なお、鬼頭判事補、谷合判事補につきましては、御承知のように弾劾裁判所で罷免の判決がございしましたために、退職手当法の除外事由に当たりま

して退職手当は一切支給されておりません。
以上でございます。

○寺田熊雄君 弾劾裁判なかりせば受給すべきかりし金額というのはいくらですか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 罷免の判決がないとしてあの時期にやめたということでは仮定いたしますと、鬼頭判事補につきましては百八十万くらいでございます。それから谷合判事補につきましては百七十万ちょっと、百七十二万何千円かという金額になります。

○寺田熊雄君 いま額をお伺いしてびっくりしたんです。たしか江田議員がやめられたときの退職金を私伺って、その余りの低さにびっくりしたんだけれども、鬼頭や谷合でも弾劾裁判がなかりせば受給すべき額というのが、鬼頭の場合が十年で百八十万、谷合が九年で百七十二万ですか、どうしてそんなに少ないのでしょうか。民間の退職金と比べても決して多いとは言えないと思うんですが、これはやむを得ない額なんですか。何か是正の必要があるようにも思うんですが、どうでしょう。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほども申し上げましたとおり、この退職手当の計算は裁判官について特有のものではございませんで、一般の公務員でも全く同様になるわけでございまして、最初に申し上げましたように、退職の事由によつて少し変わってくるわけでございます。

ただいまの鬼頭判事補、谷合判事補、いずれも十年ないし十年たつていないということでございまして、これがもう少し長くなつてまいりますと、退職手当法に長期に勤務した後の退職につきましては、たとえば二十年とか二十五年とかというふうなそれ以上長い期間になりますと割増しになっておりまして、適用条文が違つてございまして、長くなりますと、年数だけではなくて基礎の月額も高くなりますし、それ以上に掛ける率も高くなりますために、加速度的に高くなるというふうに言えようかと思ひます。

合は、非常に年限が短いために計算としてはそういうことになるわけでございます。

○寺田熊雄君 これは現行法を改正しない限り、そうすると救済の方法がないということになりますね。予算委員会その他でしばしば問題になる高級公務員の公団等の退職手当など比べると余りにも少ないので、そういう疑問を生じたわけですか。

それは現行法上やむを得ないといふれば、ひとまずおきまして、次は簡易裁判所判事の人的構成といひますか、たとえば簡易裁判所裁判官の試験を受けた人だけで構成されておるか、そのほかの資格者をもつて構成されておるか、その辺のところをちょっと御説明いただきたい。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 簡易裁判所判事の人的構成でございますが、おおよそ申し上げますと、現在ではいわゆる有資格、つまり法曹資格を持つておられます簡易裁判所判事が大体において四分の一程度でございまして、それ以外の法曹資格のないいわゆる特任の簡易裁判官がおおよそ四分の三というふうな構成になっております。

○寺田熊雄君 これは簡易裁判所判事の任用試験といひますか、これを非常に程度の高いものにするか、あるいは有資格者をもつとふやすかすれば、しばしば問題になっております事物管轄の拡大、引き上げ等で余り問題が起きないようにするんですが、簡易裁判所判事の採用試験といひますか、それはいまのところ非常に困難なものなんですか。

たとえば、受験者に比して合格者の率というのはどのぐらいのものでしょう。

それからまた、これを受験する人々の学歴といひますか、それはどの程度のものなんですか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 裁判所法に規定をしておりますいわゆる特任簡易裁判所判事の試験でございますが、最近数年間をとつてみますと、おおよそ合格率は一割程度というふうな御理解いただいてよろしいのじゃないかと思ひます。最近では特任で三十人ぐらゐ試験でとつており

ますが、三百人前後受けまして三十人というぐらゐのことでございます。

受験者の学歴についていま手元に正確な資料を持つておりませんが、最近では御承知のように大学進学率は非常にふえておりまして、もうおおよそ大部分が大学を出ておると、夜間部、第二部をも含めてでございますが、大部分が出ておるといふふうにお考えいただいてよろしいのじゃないかと思ひます。

○寺田熊雄君 学識だけじゃなくして、やはりいかなる外界の権威にも屈しない、憲法の言うように良心に従つて憲法と法律だけに準拠して裁判を行うという心構えでいく。

したがって、よく検察官なり警察官の逮捕状の発付ですね、これがいわゆる有資格の若い裁判官ですと、かなり厳密にこれを検討して自己の判断で却下したりする事例がよくありますね。ところが、簡易裁判所の任用試験で現に簡易裁判所へ勤めておる裁判官の場合は、警察官や検察官の逮捕状の発付、勾留状の請求、そういうものを独自の判断で却下するという事例がまずないんですね、まあ絶無とは言えないでしようが、それだけに、警察官などは逮捕状の発付など、地方裁判所には持つていかずに簡易裁判所に持つていくの原則としていくようですね。それから、検察官もどちらからかという、簡易裁判所の方がフリーパスであるのでそつちの方へ持つていきやすい。

そういうことを考えますと、やはり裁判官としての心構えといひますか、そういうものを養うといふことがきつて大切だと思ふんですが、そういう任用後の教育といふものはどうなつていふのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 簡易裁判所判事の試験は大体六月ごろ行ひまして、採用が夏になるわけでございます。夏に採用いたしますと早速に司法研修所へ入れまして、大体二カ月とか三カ月とかいう間、初任の簡易裁判所判事といふことであるという裁判官としての心構えも含めました研修を行うわけでございます。

それから、研修を行ひました後、大体が最初の配属地が大きな地裁所在地の大きな簡易裁判所でございますので、そこにさらにしばらくおきまして先輩等からいろいろ指導を受けて、それから一人で果立つていくという形になりますので、少なくとも八月ごろから翌年の春ごろまではいわば最初の研修ということをやつておるわけでございます。

それから、その後ひとり立ちになりまして後、あるいは二年目ですとか三年目、五年目というふうなある一定の年数をたちましたときに簡易裁判所判事を集めて事後的な研修を行つておる、そういう状況でございます。

○寺田熊雄君 それから裁判官の任官の際の年齢構成、それからいわゆる学歴というふうなもの、これをちょっと説明していただきたいんです。と申しますのは、何か裁判官の採用の際に、余り年をとつて試験に受かつたという人は裁判官には採用しないということが原則であるというふうにも伺つておるんです。それはそれなりに私は理由があると思ふんです。

私自身も昔、裁判所におつたときの経験で言いますと、年をとつて合格してきた人、これは実に何でも知つてゐる。エンサイクロペディアだと言われる。しかし、それで裁判官として果たしてふさわしいか、裁判官としてつぱな心構えを持つてゐるかといひますと、何にも知らない坊ちゃん坊ちゃんしたような裁判官の方がむしろ将来性がある、この方がいいのじゃないかというふうな感想を持つたこともあるんですね。

だから、余り年とつた人は裁判官に採用しないというのもそれなりの理由はあると思ふんですが、これも、現在はどうなつていふのか、ちよつとそれをお伺ひしたいんです。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 修習生から判事補に任官いたしましたときの平均年齢をまづ申し上げますと、最近では大体二十七歳くらいを前後しておるといふ状況でございます。いま寺田委員が仰せになりましたいわば年齢の階層別でちよつと申し上げますと、年によつてか

なり違ひますけれども、大体六十人ぐらいというふうな仮定して申しますと、二十五歳未満と三十歳以上とが大体二十人ぐらいでございまして、間の二十五歳から二十九歳までの間が四十人というふうな大体そんな感じでございまして、年によつてかなりの変動はございまして、おおよその感で申し上げますとそういうことでございまして、年をとつた人ほどかという問いもございまして、たけれども、たくさん年をとつてからそれだけではないというところは全然考えておりません、やはり社会的な経験を十分に積んだ方はそれなりにやはり裁判官として非常にいい面を持つておるわけでございまして、ただ寺田委員も御質問の中で御指摘になりましたように、どうしても年をとつてきますといわゆる可塑性がなくなるといいますか、柔軟性がなくなるといいますか、そういう面での問題点がある方もあるわけでござい

ます。もつと具体的に申しますと、裁判長よりも年とつた左席席というふうなことになりますと、ちよつとお互いにやりづらいうような面も現実の問題としてはあるわけでございまして、ただそれだけでいけないというわけではございませんが、そういうことで希望者の中でもそんなに年とつた方は余り志望されないということもございまして、その結果が先ほど申し上げたような年齢構成になつておるわけでございまして。

○寺田熊雄君 学歴は。○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 学歴はもう大学でございましてけれども、官公立が大体三分の二ぐらい、私立が大体三分の一ぐらいという感じでございまして。

○寺田熊雄君 最近、アメリカの弁護士の本日本進出が貿易摩擦の問題と関連して取り上げられることがありますね。これは、何か最近の日米貿易小委員会でもこの問題が論議されたというふう聞いておるわけですか。

弁護士資格は弁護士法にはつきりと規定があるし、弁護士でなければ弁護士の業務をとり得な

いということも弁護士法上明らかでありますので、日本の弁護士資格を持つていないアメリカの弁護士、アトニーですか、こういうものが日本に来てすぐ弁護士として活動するということ、これは現行法上不可能だと思ふけれども、これは貿易摩擦の關係、ことに日米通商航海条約の第八條の規定その他そういう問題をひつくるめて、わかりやすくちよつと御説明いただきたいと思う。

○政府委員(千種秀夫君) ただいま先生御指摘のとおり、最近アメリカの弁護士が日本で弁護士活動をしたいという要望が一般的に強くなつてきております。

と申しますのは、日米の經濟關係が非常に大きな問題になつてきておりますけれども、それだけ問題になりますだけ國際間の經濟取引が盛んになつておりました、それに関連する法律問題というものもまた需要が非常に多くなつてきていますのであらうと思われまして。

わが國の企業がアメリカに進出する、また日本の企業がアメリカの企業との取引をする、そういう場面に法律問題が介在してまいりまして、そこに弁護士の働き場というものがふえてくるわけでございまして。そういうことに関連しまして、アメリカには、先ほど来お話に出ておりますように弁護士がたくさんおりますし、その弁護士というのは単に訴訟事務だけではなくて、そうした經濟取引に深く食い入つておるわけでございまして、そういう金融關係、貿易關係、そういうものにつままして弁護士の関与の度合いが非常に強いわけ

でございます。そういうことから、日米間の取引について弁護士が日本に来て、さらに仕事を拡大したいという気持ちになるということは当然理解し得るところでございまして、そういう需要から、最近サービス業の自由化ということの中の一つとして、日本の国内でアメリカの弁護士が活動したいということを含んで言つておるわけでございまして。具体的に申しますと、アメリカの弁護士事務所というのは百人とか二百人とかいう大規模な弁護

士を抱えた大事務所がございまして、それはアメリカの各州にもいろいろ支店を持つておりますが、大きなものになりますと、世界各国に提携事務所なり支店を持つております。そこで、プランチオフィスといふ支店から支店と言つておきますが、そういうものを日本にあるいは東京に設けたら、そのためにアメリカの弁護士の入國を許可してもらいたいというふうな形になつてあらわれてくるわけでございまして。

そういったしますと、まず法律問題でございまして、先ほど来御指摘のとおり、これに関連します法律としては日米通商條約の八條、また弁護士法ということが問題になつてまいります。この通商條約の八條というのは、これはそれぞれの國民が相手の國においてそういう専門家を雇つて仕事ができるということを保証した規定でございまして、したがつてアメリカの企業なりアメリカ人が日本に参りました場合には、日本の弁護士を雇つて仕事ができるということ正面から書いてあるわけでございまして、そのときにアメリカの弁護士が日本に来てアメリカの人を助けるということがどこまでできるかということにつきまして、これはまた別な問題でございまして、それぞれの國でそれぞれの資格をつつておるわけでございまして、その國の資格のない者がその相手の國へ行つて自由に活動できるということまでは当然保障してはいるわけではないわけでございます。

しかし、その自分の企業の中の検査をさせたり監督をさせたりということになりますと、その國の資格がなくとも一定の範囲内ではできるようにしておかねば困るというふうなことから、一定の技術者についてはそういう自分の社内検査などをさせることができるような規定もあるものでございまして、そこに弁護士という言葉が入つておるわけでは、いま八條の解釈としましては、アメリカの弁護士について申しますと、アメリカの弁護士が日本へ来まして弁護士として活動するということとは当然にはできないというふうに理解さ

れております。ここにつきましては、やはり條約の解釈の問題が介在してまいりますから、どこまでアメリカの弁護士が日本へ来てできるかということは、これは條約の解釈として、それは所管としましては外務省の條約局が所管しておるところでございまして、から私の方から正確に申し上げる立場にはござい

ませんが、一般的にはそういうふうに解釈されているのでございまして。

そういったしますと、アメリカの弁護士がそれではアメリカの企業に雇われて、社員になつて日本に来て、日本で社内の仕事をすることはどうかというところになりますと、こういう社内弁護士といひますか、社員といひますか、こういうものについては、これは條約上も、また弁護士法上も問題はないというふうに言われておるわけでござい

ます。そこで、そういうアメリカの弁護士が日本においてどこまで活動ができるかということになりますと、これは今度は日本の弁護士法の解釈の問題になります、先ほど先生御指摘のように、日本の弁護士法におきましては、弁護士会に登録をしませんと弁護士としての業務はできないことになつております。

そこで、その弁護士の業務とはどういうことかということ、また法律論がそこに介在してくるわけでございまして、これはやっぱり業務性とか報酬を取るといふ利益性とか、そういうものも要件でございまして、先ほど申しましたように、一定の会社の社員として雇われるとか、そういうことになりまして、これはそういう要件には該当しないことになつてまいりますので、全然できないのではなくて少しはできるのではないかと、うところの一つの問題はあるわけでござい

そこで、たとえばこれはアメリカのニューヨークの例でございまして、アメリカの弁護士といふのは各州ごとの制度でございまして、原則としてでございますが、ある州の弁護士は他の州の弁護士の資格は当然持つていないわけござ

います。したがって、よその州の弁護士資格を取るためには、その州の試験も取るか、それでなければ、州同士の条約のような取り決めがありまして、その条約のような取り決めによつて資格を取るか、そういったことを必要とするわけでございます。ニューヨークにおきましては、やはり国際的な取引が多いものでございまして、一定の分野におきましては自分の国の法律については相談に応じていいというふうな、一定限度でございまして、外国弁護士に門戸を開放しているわけでございまして、そのルールを日本にもひとつ適用できるように、相互主義でやろうじゃないかというふうな提案があるわけでございまして。

ところが、それをやろうとしたとしても、日本の場合、ニューヨークと対等にできるかどうかといひますと、アメリカは連邦制度でございまして日本にはそういう制度はございませんから、日本とニューヨークとそういうふうに取り決めができるのか、また日本の具体的な需要といひましては、ニューヨークだけでなく西部とか南部にもそういう日本企業が進出してありますから、やるのならば全米とでなければ困るとか、日本企業が活躍している各州が全部網羅されなければならぬとか、そういう議論が実質的な議論としては出てまいります。

そういうことから、こういう話を詰めていくためには、仮に法改正を伴う話といひしても、とにかく実質的には直接の利害のある日本弁護士連合会が、アメリカの弁護士会といひますか、法曹協会と申しますか、その対応する機関と話を詰めて、これならば相互にやつていけるという合意ができますならば、それに伴つた法的措置を講じていけばこの問題は解決し得る問題だと思ひます。

しかし、ただいまちょっと触れましたように、アメリカの制度がそういう州単位の組織でございまして、また日本の弁護士の人口あるいは外国へ進出していくための力といひますか、エネルギーといひますか、そういうものとアメリカのその二

けたも違ふような数の弁護士の活動状況と対比いたしますと、なかなかそういうことが簡単に解決できる問題ではないように思ひます。それは力関係だけでなく、先ほど来話に出ておりますが、弁護士の仕事といひますと、その国の司法制度でございまして、ひいては国民生活に非常に密接に結びついておられますので、たとえばアメリカの弁護士が来て日本で仕事を大いにやりますと、日本の国民生活に与える影響といひますと、十分考えられるわけでございまして、そういう意味からいひまして、そこにはおのずから限度もあり、また急激にそういうことができないという制約もあると思ひます。

そういう問題を全部くめるまして、これからそういう国際的な折衝と申しますか、話し合いの中で解決策を見出していかねばならないわけでございまして。そういう意味からいひまして、これは先々長期的に見ますと開けた問題かもしれせんけれども、急激にいい解決策が見つかるというほどの問題でもないように思ひます。

そこで、先ほど御質問ございました日米貿易小委員会というのが三月九、十、十二日にわたつて外務省で行われたのでございまして、二日目の午後、サービス業の自由化の一つとしてこの問題が取り上げられました。法務省から私が参りまして、ただいまのような経緯につきまして私どもの立場を説明したわけでございまして。

そこでは、そういう将来の弁護士活動に関する条件といひますと、もう一つは、現実に日本で支店をこしらへるために入国したという弁護士の入国問題と二つの問題が取り上げられたわけでございまして、私も前半の問題につきましては、日弁連といふAとBとの間で話し合いをしておられ、近く向こうの代表が来日して話す機会を持つというふうな話も聞いておりますので、それに期待して、その結果を見ながら私も検討していききたいといふことを申し上げております。

また、入国につきましては、ただいま申し上げ

ましたように、現状におきましては弁護士法の制約もございまして、そういう弁護士法違反になるような状況のもとで入国を許すわけにはいかならない。したがって、そういう取り決めができるということになれば、またそれに従つた入国の方法もあるというふうな趣旨のことを申し上げております。

○寺田熊雄君 日本弁護士連合会とアメリカン・バー・アソシエーションですか、これとの話し合いができて、やつぱり弁護士法を改正しないと、向こうの弁護士が日本に来て弁護士業務を営むといふことは、いまの法制上は不可能になるのでしょうか。

○政府委員(千種秀夫君) 御指摘のとおりでございます。

これはどこまでどういふふうに改正するかといふことは別といたしまして、少なくとも日本にどういふ弁護士がいるかといふことを日本の方でわかつておられませんか、監督ができません。したがって、いま占領中におりましたアメリカの弁護士について準会員という制度がございまして、やはりこれは弁護士会に登録をしておりますけれども、裁判所の承認であるとか弁護士会の登録であるとか、そういうことは何か最低限必要であらうと思ひます。そういう手続的な面につきまして、何かの手当てが必要と思つております。

○寺田熊雄君 次は、沖縄の弁護士の問題であります。これは、ことしの五月中旬に特別措置法による弁護士の資格がたしか切れることになっております。

私、この間、法務委員会として沖縄に参りましたときに、たしか石垣島でしたか、あそこ参りましたときに、この島では弁護士はどういう弁護士がおるかと言つたところ、やはり沖縄弁護士が一人おるだけだといふことであつたやうです。裁判所も法務局の職員も、やはりほとんどその人が島民の法律生活の顧問的役割、それから紛争の処理に代理人とし、刑事事件で弁護士として務めておるといふやうな話があつたわけであります。

て、ああ、なるほどこれはやはり沖弁が沖縄の特に離島ですか、離島の大衆の法律生活にいろいろ貢献しておるんだという感じは持つたわけでありませう。

しかし、これは特例であるのでいつまでも続くべきではないという議論が確かにあります。しかし、これをやはり延長してほしいという要望もある。自民党の議員の方々の中に、議員立法でこの沖縄弁護士の特別措置法をさらに延長して弁護士資格の付与をしたといふ御意向もあるやうであります。これに対しては最高裁判所並びに法務省におかれてはどういうお考えを持っておられるのか。議員立法として提案される場合にあえて反対はしないというお立場なのか。その辺ちよつとお伺ひしたいのです。

○政府委員(千種秀夫君) いわゆる沖弁の特例につきましては、法律の規定の上で再延長はないという規定になっておるものでございまして、制度といひまして他に影響が及ぶやうなことは困るというところは私どもの立場でございまして、ただいま先生が御指摘になりましたやうな、沖縄の特殊事情といふことを考慮して何らかの措置をとる必要があるといふことを国会の方で御配慮くださる場合、その御判断については尊重すべきものと考えております。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 立法問題でございまして、私も直接にお答え申し上げる立場にはございませんけれども、ただいま法務省の方からお述べになつたと同様の考えでございします。

○小平芳平君 ただいまの寺田先生の御質問にちよつと関係しまして、司法試験を奥野前法務大臣が大きく変えるやうなやうなことが新聞に報道されたことがありまして、事務当局に検討を指示したといふやうにも報道されましたが、これについてはいかがでせう。

○政府委員(千種秀夫君) この法務委員会におきまして、前にそういう話題が出まして、私もそのときにお答えしたことといひます。

とにはならないのでございますけれども、確かにいまの司法試験の現状を見てまいりますと、非常に競争率が高い、六十倍ぐらいと言われておりますが、合格者のわりあいに応募者は年々ふえてまいりまして、その理由といたしまして、落ちた人が毎年毎年また次の試験を受けたということ、受験者が滞留しているというような状況もございまして。したがって、受かる人には何年浪人したとというような人がふえてまいっております。そういうことから、合格者の年齢は二十八歳前後というふうに高齢化しております。

こういう現状からまいりますと、たとえば裁判官あるいは檢察官、弁護士も含めましてでございますが、特に任官する者につきましては任官の年齢が高くなつてまいりまして、先ほど來説明がございましたように、將來の成長性といひますか、可塑性がそれだけ少なくもなつてまいります。それから、そういう状況になりますと在學生、若い將來性のある學生が試験を受けることを断念して、よそへ転じてしまうということもございます。そういう意味で、優秀な人材を確保することに困難さが生じてまいります。そういうことからいたしまして、何か良策はないかということで、これはもう數年來そういう問題が指摘されてきておるわけでございます、前大臣のときにもそのことが大きく取り上げられた次第でございます。

ところが、この問題につきまして、たとえばそれでは回数制限をするとか年齢制限をするとか、そういうことが提案されておるわけでございますけれども、こういう問題は、やはり弁護士士の制度も包括しております関係もありまして、年齢を制限することはよくないという反対論もございますし、回数につきましては、刻苦勉強してやっとなんと受かるという道をふさぐことになっていかぬということも、反対論もございます、一つの提案というもののには必ず反対論がありまして、なかなか実現がむずかしいという状況でございます。そこで、私どもは法律の改正ということも長期的には検討しておりますけれども、まずできることからしなければ

いけないということから、運用面におきましていろいろな改善策を講じてまいっております。

具体的には、各大学の専門の先生方との懇談

會、あるいは法曹の、たとえば司法研修所の教官であるとか弁護士会の先生であるとか、そういう法曹の専門家の懇談会等によりまして皆様方のお考えを承り、それを参考としつつ試験のやり方につきましても、なるたけ創造性、創造力のある者が受かりやすいような試験の問題を出すとか、また最近、五十六年度からは実行しておりますが、司法試験の結果を、これは点数ではございません

が、ある程度階層別にしてまして本人に教えてやる。そういうことによって、自分は合格点からどどのぐらいいちどいかに違いかということがわかって今後の身の振りを決めることに参考になると、そういうようなこともここの一、二年の間にやっております。

そういうことから、今後もそういう実務上の問題となるだけ詰めてまいりまして、その上で先ほど来出ております法改正の問題を取り上げていきたい、そういう方針で臨んでおります。

○小平芳平君 法務大臣、何か御意見がござい
ますか。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま千種調査部長から申し上げましたとおり、当面は運用面でひとつ工夫をして、しかし長期的にはそういう実績を踏まえまして、経験を踏まえまして何らかの改正ということを考えなければならぬのじやないか。しかし、いまの段階といたしましては、その検討というところでひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

○小平芳平君 それでは裁判所にお伺いいたしますが、政府が第六次定員削減計画を実施するということ、これは決定になっておりますが、裁判所としては職員の定員削減ということにつきましてどのように取り組んでおられるか、お伺いします。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 政府の第六次定員削減計画につきましては、閣議決定の内容を参考送付してまいりまして協力依頼がございました。したがいまして、私どもも削減計画につ

いては十分承知いたしております。

従前、第一次から第五次までの各定員削減計画につきましても協力要請がございまして、私どもといたしましては、政府の方針は方針として尊重すべきだということにも考えますし、やはり国の財政状況等から定員の削減といったようなことも行われるわけでございますから、裁判所としてもそれなりの内部の努力も必要であろうかと考えております。しかしながら、裁判部門を直接担当いたします職員を削減いたしますことは、適正迅速な裁判の要請からするわけにまいりませんので、政府の行政に似ております私どもの司法行政部門の人員を対象といたしまして、できる限り御協力を申し上げる姿勢でございます。

昭和五十七年度におきましては、お手元の法案、関係資料の十五ページに出ていますけれども、司法行政部門で合計三十七人の削減を計画いたしております。来年度以降につきましても、やはり司法行政部門を対象といたしまして協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○小平秀平君 裁判官の補充といいますが、今回の改正によって補充の見通しなどはどうなっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 今回の改正後の定員がどういふふうに埋まるかということについて御説明申し上げますが、この資料の十六ページというところに定員・現在員等内訳表というのが出ております。

これに昨年の十二月一日現在の欠員でござい
ますが、それによりますと、判事が三十名欠員とい
うことに相なっております。この三十人の欠員は
十二月でございしますが、それから三月中、四月ま
でにある程度のさらに欠員が生じてまいります。
減耗が生じてまいります。そのほかにも今回増員を
お願いしております八名というものがあつたわけで
ございまして、それらを含めますと大体六十人前
後の補充が必要となつてまいりますが、ことしの
春に判事に任官予定になつております者が五十六
名ございします。十年前に判事補に任官いたしまし

て、今度十年たった者が五十六名あるわけですが、それに若干の檢察官等からの転官を加えまして、ほぼ六十人全員が充足される予定でございます。

○小平芳平君 簡裁の判事の欠員の方はどうなっておりますか。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) 簡裁判事は、この十六ページの資料にございますように、十二月一日現在で三十七名の欠員がございました。簡易裁判所の判事の欠員補充は、先ほど寺田委員からの御質問の中でちよつと申し上げましたが、夏になります。四月ではございまして夏になります。この夏までの間にさらにこの三十七名以上に減耗が生じてまいりまして、欠員がおよ

そ五十くらいになるのではないかという予想でございいます。それに対して、夏にいわゆる選考任命ということで三十人補充ということがございまして、いまもぼつぼつ補充をしておりますが、判事の定年退官者等がぼつぼつございまして、そういういわゆる有資格の裁判官からの簡裁判事の任官が、およそ十二月から夏までの間に十名ぐらい予定されております。

簡易裁判所判事につきましてはいま申し上げましたような補充計画でございますが、ことしの夏になりましてはもうすぐでございましてが欠員が残る、そういう予定でございまして。

○小平芳平君　その残る欠員は、やむを得ないとして抱えていくことになりますですか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 簡易裁判所判事の補充は、先ほどもちよつと申し上げましたように毎年特任で三十人、それ以外からの任官補充もございまして三、四十人ぐらゐは補充するわけでもございしますが、将来の欠員補充の見通しとの関連もございまして、これと完全にいつぱいに埋め立てて来年の採用人員をぐんと減らすというわけにもまいりませんので、少し先のことも見込みまして若干の欠員をそのまま持つていく、そういう予定でございます。

○小平芳平君 簡易裁判所は、二人庁、三人庁と

いう簡易裁判所が増加している傾向にあるか。
それから、簡裁の統合についての現状について伺いたい。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 二人庁、三人庁は、三十年ほど振り返ってみますと、きほどふえてはおりません。やはりどんな裁判所にも、人数が多ければよいのではございませうけれども、職員数が限られておりまして、簡易裁判所は非常に数がたくさんございまして、事務量の非常に少ないところが相当ございまして。そういうところは二人、三人ということでも十分賄えますので、やむを得なからうかというふうに思っております。

簡裁の整理統合関係につきましては、古くからいろいろ検討されております。設置されました昭和二十二年当時から今日を比較いたしますと、交通事情でございましてか人口の移動等もございまして、私もといたしましては古くから検討を今日まで続けておるといふところでございまして、どう

○小平芳平君 古くから検討を続けてまして、どういう方針で臨んでいらっしゃるか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 全国で五百以上の簡裁がございまして、簡易裁判所はやはり国民に親しまれる裁判所として設置されたといういきさつもございまして、それなりの今日まで機能を果たしております。したがって、地元住民との関係もございまして、直ちに相当の数を整理してしまおうということにはなかなかまいりません。現在、臨時行政調査会である国の行政機関について検討されております。それらの動向をも勘案しながら、私も将来の問題として、いま直ちにということにはまいらないと思っておりますが、十分検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○小平芳平君 次に、家庭裁判所の調査官、これも大分欠員になっていようであります。研修の現状、今後の対策等について伺います。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 調査官につきましても若干の欠員は三月現在ではあるわけ

でございまして、家庭裁判所調査官は、御承知と存じますが、上級甲種の試験と同様の試験を行っております。家庭裁判所調査官補というものも毎年四月に四十人ばかり採用するわけでございまして、それで、大体年度当初には埋まりまして、年間徐々に減っていつて三月には欠員が生ずる、そういう状況でございまして。

その養成につきましては、家庭裁判所調査官として採用されてから、いまちょうど制度の変更の途中でございまして、おおよそのことを申し上げますと、調査官補の時代に、家庭裁判所調査官研修所という特別の研修所を設けておりまして、そこに一定期間入所させまして、そこで家庭裁判所調査官としての必要な知識、技術、教養等を積ませるといふことで養成をやっております。いま、その養成が終わりまして一人前の家庭裁判所調査官になる、こういうことでございまして。

○小平芳平君 これも若干の欠員はやむを得ないとしてまいりますか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほど申し上げましたように、かなり高度な試験、上級甲の試験でございまして、それで四月に一挙に採用するといふような採用のやり方をやっておりますので、年度途中で抜けます場合に、一人一人採用していくというわけにはまいりません。そういう意味で年度途中には欠員が生じまして、三月ぐらいになりますと、いまが欠員のピークということになるわけでございまして、それは大体毎年四月に上級甲の試験に合格いたしました調査官補を採用することによって、おおよそ充実しておる、ほぼ欠員がない状況になる、そういうことを繰り返しておるわけでございまして。

○小平芳平君 定年法の施行が昭和六十年にあるわけですが、裁判所がどういふ影響を受けるかという点についてお伺いしたいわけですが、これは現在における年齢構成、現在勤奨退職というものは何歳でやっているかというのを伺います。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先般改正

されました国家公務員法の規定の準用によりまして、裁判所でも昭和六十年の三月三十一日から六十歳定年が原則ということになるわけでござい

ます。ただ、従来の、たゞいま仰せになりましたいわゆる勤奨退職でございまして、これが大体国公法の改正されました規定とほぼ同様に、六十歳前後というのをめどにいたしまして従前から勤奨退職を行っておりますので、そういう意味では、この法律の施行によって直接影響を受けるということとは余りないわけでございまして。ただ、細かい点までいきますと、若干の調整が必要ではございませうけれども、おおよそは影響はないというふうに申し上げられるかと思ひます。

そこで、裁判所の職員の年齢構成でございまして、この年齢構成は、これは裁判所だけではなくて政府職員一般でございまして、裁判所でも大体四十七、八歳から五十四、五歳くらいまでのその辺の層が非常に多ございまして、そういう意味で今後六十歳定年でやめていかれるということになりますと、大量に人がやめていくという時代が来るわけでございまして。

一番ピークとして私もいま考えておりますのが、昭和六十三年くらいから三、四年というのが一番ピークでたくさんおやめになるということがございまして、そこら辺で事務に支障がないような対策というものをいまから講じなければいけないということ、まだ数年先のことでござい

ますが、そのときにどうしたらいいかということ、いま鋭意検討しておりますのでございまして。○小平芳平君 特に、書記官クラスが大量に退職するといふような時期が参りますか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほど六十三年くらいから数年と申し上げましたが、書記官につきましてもその時期がたくなの方がおやめになるピークになるわけでございまして。書記官が大ぜいおやめになりました場合に、一朝一夕に養成するといふものなかなか困難でござい

質が落ちてまいりませう。そういう問題もござい

ますので、そこら辺のところをいまから逐次手当てをしていくということを考えなければいけないわけでございまして。いまだその具体案が確定しているわけではございせんが、どうしたらいいかということはいま一生懸命検討しておりますのでございまして。

○小平芳平君 裁判所の職員の場合、一般行政でもそういうことが言えるかもしれないですが、裁判所の場合、特に専門的に養成され、また専門的な仕事をなさっているといふこと、こういうことが再三三々御答弁でも繰り返されておりますので、そこで定年制が例外なく強行される、適用されるということになりますと、そういうような問題が起きてくるわけですね。かといって、便法なんかもいまして考えられないということになりますと、事務に支障が起ころはしないか。そういう点はいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほど来申し上げておりますように、この大量退職の時期に、特に書記官とか調査官とかいふような専門的な知識経験がなければならぬような職員の大量退職があるわけでございまして、その時期にいやしくも裁判事務に支障を来して国民の皆様にも御迷惑をかけやいかぬということが大前提でございまして、そういうことがないようにするにはどうすればいいかということはいま検討しておりますのでございまして。

何遍も申し上げますけれども、まだ少し先のことでございまして、いまの時点でどうやるのだというふうな具体案が確定しているわけのものではございせんが、逐次できつつある、鋭意検討しておりますという状況でございまして。

○小平芳平君 沖繩の裁判所の定員が五十七年度において削減されるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 第六次定員削減計画への協力分といたしまして先ほど三十七という数字を申し上げましたが、それは本土の定員でございまして、沖繩は定員は最高裁判所の規則で定められておりますが、沖繩につきまして

も一名の定員削減を予定いたしております。
○小平芳平君 従来、沖縄は定員削減がなかったと思いますが、今後やはり第六次定員削減計画では余りそういう例外は認めておれないということになるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) 委員仰せのとおり、第一次から第五次までにつきましては沖縄に手を触れなかったわけですが、これまで本土の各裁判所につきましては司法行政部門は相当定員の削減をいたしてまいりましたのと、沖縄につきましてはやはり定員上もゆとりがございまして、本土と同様、定員削減への協力分、多少は協力していただきたいという趣旨で、今年一名の削減を予定しているわけではございますが、今後どのようにするかは、事件の動向その他を勘案いたしまして、毎年改めて考えてまいりたいというふうに思っております。

○委員(鈴木一弘君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。本案に対する討論、採決は、これを後刻に譲ることといたします。

午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午前十一時二十六分休憩

午後一時三十一分開会
○委員(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る二十三日の委員会において聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 刑事補償法の上限を七千二百円に

引き上げるといふことはわかりましたが、下限を今回引き上げなかったのはどういうわけか、これをちよつと御説明いただきたい。

○政府委員(前田宏君) 今回御審議をお願いしております法案では、下限の引き上げはしていないわけでございます。

過去にも、したこともございますし、しない場合もあるわけでございますが、今回下限の千円をそのままに据え置いておりますのは、これまでもしばしば御議論がございましたように、この法律の運用面で実際に下限の千円で決定されている事例があるわけでございます。その代表的なものはいわゆる心神喪失による無罪の場合でございます。て、そういう場合にございましてはむしろ補償することはおかしな感じがいたします。こういうような御議論もあるぐらいてでございます。

しかし、やはり無罪は無罪ということでございまして、補償はされるということから、そういうような特殊な場合に高額な補償をすることは、まあ国民感情と申しますか、そういう観点から必ずしも適当でないというふうなことで、そういうような場合には、やはり裁判所の御判断によつてそれ相応のいわば低い額の補償をするのが適当であろう、そういうような考え方から、今回の改正におきましては下限はそのままということになっていくわけでございます。

○寺田熊雄君 それでは、精神異常の理由で心神耗弱ということになりますか、そういう理由で無罪となった数とか罪名とかいうもの、もしあなたの方で統計がございましたら、ちよつと御説明いただきたい。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 心神喪失ということになるわけでございますが、心神喪失を理由として無罪を言い渡された正確な人員は実はわからないのでございますが、最近五年間に第一審で全部無罪という裁判を受けた者のうち、責任阻却という理由で無罪になっております者は八十七名でございます。

この責任阻却の中身でございますが、これは法

律的に見ますと、刑法の三十九条の心神喪失、四十条の瘡痍者あるいは刑事未成年というふうなものがございますが、瘡痍者とか未成年というものはまずないようでございますので、恐らくこの八十七名の大部分は心神喪失を理由とするものというふうに思われます。

ただ、これらの人員の罪名別の内訳は、私どもではちよつと把握しておりませんので御了承願いたいと思ひます。

○寺田熊雄君 刑事補償の年間の数とか補償の総額などがこの資料の末尾にあるようですね。大体そうすると最高金額、過去における補償金額というか、それはどのぐらいになっておりますか。それからまた、補償の請求が却下された件数などはどのぐらいあるのか、おわかりであればちよつと明らかにしていただきたい。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) まず、心神喪失のものについてお答えを申し上げますが、ただいま申し上げました心神喪失が理由であると思われる無罪の八十七名にこれは対応するわけではございませんが、昭和五十一年から五十五年までの五年間で、心神喪失で無罪になった者に対して刑事補償決定のあった事例は二十例でございます。

その罪名別に簡単に申し上げますと、殺人が六件でございます。うち一名は銃砲刀剣類所持等取締法違反が入っておりますが、六名。それから殺人未遂が四名、やはり一名は銃砲の關係がございします。それから傷害致死が二名、それから嚴重建造物等放火が一名、傷害が三名、もつともこのうち一名は公務執行妨害がございします。それから強姦致傷等が一名、逮捕監禁致死傷等が一名、窃盗一名、売春防止法違反が一名、こういうことになっております。日額はいろいろございします。最低で補償されているものがこの二十例の中で六件でございます。

それから最高額、これは四十九年に確定した事件でございますので、当時は上限が二千二百円、下限が六百円ということでしたが、その

上限の二千二百円で決定されたのが一件ということでございます。大体は最低あるいはその最低に近いところ、八百円のとときに千円というふうなところが大体の傾向でございます。

それから、ただいま却下と仰せられました、これはいわゆる却下でよろしうございしますか。棄却を申し上げましょうか。

○寺田熊雄君 両方。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 刑事補償請求で却下というのは、四十六年から十年間に一件もございせん。これは要するに方式違背というふうなものが一応却下として考えられるわけでございますが、刑事補償法ではその方式について別に定めをしておりますので、却下というふうな事例はございせん。

棄却の件数でございますが、これは五十一年から五十五年までの五年間に八例でございます。八例で十名でございます。そのうち一件は異議申し立て審でそれが取り消されまして、結局刑事補償が認可されているということで、最終的に棄却されたのは七件ということになります。

以上でございます。

○寺田熊雄君 いま二千二百円の最高金額で補償を受けたものが一件とおっしゃったのは、たしか責任無能力で無罪になったもののうちの事例なんです。そうじゃなくて、過去における補償金額の最高金額というのはどのぐらいだろうか。これは、もし統計がございましたらお答えいただきたい。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 補償金額の最高でございますのは、千七百九十五万八千四百円というのを支払った例がございします。これは請求人が加藤新一、いわゆる加藤老事件と呼ばれた事件でございます。これは一日当たりは三千二百円、当時の日額の上限でございます。

○寺田熊雄君 今回、補償金額の上限が引き上げられますと、被疑者補償規程というのがありますね、この被疑者補償規程の場合の補償金額もこれに引上げていただけますか。

○政府委員(前田宏君) 従来からもうでござい
ますが、法律の改正がございまして、それに見
合った引き上げの改正をすることになっておりま
す。

○寺田熊雄君 警察庁の方来ておられる。

たしか昨年、犯罪被害者等給付金支給法、こ
ういふような法律ができて被害者の救済に乗り
出したわけですが、これは画期的な法律といいま
すか、国家が犯罪に対して責任を持つといいま
すか、そういう意味では画期的な法律であつたわ
けですが、この給付金は、一年たったんだけれ
ども、今回は引き上げの手だては講じなかつたで
す。

○説明員(福永英男君) ただいままではまだ引き
上げそのものはやっておりませんが、昨年一年間
の支給実績を見ますと、実際の収入がやはり最
高限度額を超えているという方がかなりおられ
る、あるいは諸物価の値上がり、ベースアップ等
がございまして、現在の最高の給付額が必ずしも
高くないというふうに思われますので、遺族給付
金、障害給付金ともに平均五%最高額を引き上
げるように関係向きと折衝中のごさいます。

○寺田熊雄君 そうすると、大体来通常国会で
か、それとも来通常国会になる前に臨時国会等
で法案は提案される御予定がございまして、その
点どうでしょう。

○説明員(福永英男君) これは政令に委任されて
おりますので、事務的に折衝をしてやれるとい
うことになっております。

○寺田熊雄君 なるほど、政令で金額は決められ
ることになっていまして、それじゃ、これはあな
た方が案を具して閣議が通ればいいわけですね。
それじゃ、ひとつなるべく早目にその給付金額の
引き上げが実現せられるように御努力願いたい
と思ひますが、いかがですか。

○説明員(福永英男君) 前向きに一生懸命やら
していただきたいと思います。

○寺田熊雄君 参考のためにお尋ねするけれど

も、過去この一年間に最高の支給金額というの
どのくらいだったか、おわかりになりますか。

○説明員(福永英男君) 一千百万というのが最
高でございまして。

○寺田熊雄君 それでは警察庁、御苦労さん。結
構です。

刑事局長にお尋ねするけれども、昨年の五月二
十二日の夜発生した事件で、被害者は岡田理、こ
れが機動隊に暴行を受け傷害をこうむつたとい
うことで、たしか地検の方に告訴しているんじや
ないかと思ひけれども、これがその後どうなつた
か、もしおわかりであればちよつと御報告願ひ
たい。

○政府委員(前田宏君) お尋ねの岡田理という方
が、昨年の七月の末に東京地検の方に告訴され
た事件がございまして、この事件につきましては、現
在東京地検の特別捜査部におきまして捜査を行
つていてございまして、まだ結論を出すに
至つていないという報告を受けております。

○小平芳平君 ただいまの寺田先生の質問に続
きまして、刑事補償法の改正案そのものにつ
いて若干御質問いたします。

補償日額の算定方法を、指数の基準年を今回
昭和二十五年とした理由はどういう理由で
か。

○政府委員(前田宏君) このいわゆる基準日
額の引き上げにつきましては、昭和三十三年から何
回か改正が行われておるわけがございまして、その
場合、若干ずつの差はございまして、い
ゆる賃金と物価という二つの要素をにらみなが
ら、経済事情の変動に應じた引き上げとい
うことになっておるわけがございまして。

前回の五十四年の改正におきまして、そうい
う趣旨で、もう一つ前の五十三年の改正後のい
わば経済事情の変動ということで、その時点では
四千百円から四千八百円という引き上げを行
つておるわけがございまして。今回も二年を
経ちましたので、従来と同様な考え方
で引き上げるといふことも考えられたわけが
ございまして、この基準日額
につきましては、従来から国会の御審議の中
にお

きまして、もう少し額を上げるべきではないか
という御意見がなされておつたところござい
ます。

そこで、この基準日額の金額につきましては、
最高裁の方で予算を大蔵省と折衝して決めら
れるという立場にあるわけがございまして、な
お詳細は最高裁の方からお答えいただいた方が
いいかと思ひますけれども、私も法案を提出し
御審議を願ひ立場をいたしまして、何とか従来
の方式ではなくてもう少しこの額を上げるこ
とはないかというのを、予算の折衝の段階から
最高裁の方にも御連絡をし、また最高裁の方
から財政当局にも折衝をされる、こういう
ことをしていただければいいと思ひます。

たしか従来方式によりまして、今回の基準
額は五千三百円余りという一応試算になる
ようが、ございまして、やはり先ほど申し
ましたように、もう少し額の引き上げがで
きないかというのを、いろいろと最高裁
あるいは財政当局で御検討をなさいました
結果、むしろ制定当時の昭和二十五年に
さかのぼつていふと、経済事情の変動とい
うものを見直してみると、いろいろやり
方で見たらどうなるかというふうな
ことで、そういうことから、今回の資料
にもございまして、二十五五年をいわば
基礎といたしまして、賃金と物価の上昇率
というふうなものを、これは従来と同じ
ような考え方によるものでござい
ますけれども、それを出しましてその率
を掛けました結果、今回お願いして
おりますような七千二百円という数字
になった次第がございまして。

○小平芳平君 それは結構だと思ひますが、
予算要求としては五十三年あるいは五
十五年の段階では六千円を要求した
けれども、それは通らなくて、こうい
うところへ落ちついたというふうな
ものも聞いておりますが、今回は最
高裁からは幾らを要求なさつたわけ
がございまして。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 上
限といふは八千五百円を要求いたしま
した。これは当初要求がございまして。

○小平芳平君 それがこういうところへ落ち
ついたということになりますね。

それから、先ほどの御質問にもあり
ましたが、過去の実績として、大体実
績として言へば、どの辺が一番多かつた
んでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) これは
事案によりましていろいろございまして、
先ほど申し上げましたような心神喪失
などは最低のところ、近うござい
まして、そうでなくて上限といふ
ところ、非常にバラエティーに富んで
いるといふこと、多いかといふこと
を、ただいま資料を持ち合わせており
ませんが、一概にちよつと申し上げられ
ないかと思ひます。

○小平芳平君 次に、非拘禁者について
も補償するといふお考えはありませ
んか。

○政府委員(前田宏君) 現行のこの法律は、
改め申し上げるまでもございませ
んが、いわゆる拘禁をされた方が無
罪の裁判を受けた場合に補償する
わけがございまして。ただいま御指
摘の非拘禁者、つまり拘禁されなかつた
方につきましては、本法の対象には
なっていないわけがございまして。こ
の問題につきましては、いろいろと
前々から御議論もあるわけがござ
いまして、私も検討をしております
けれども、これも従来から申し上げ
ておるようなことの繰り返しになつ
て恐縮でございまして、非拘禁者
に対して同じような扱いをするのは
いかうかと思ひます。

その理由をいたしましては、もとも
とこの法律がいわば非常に特殊な
ものであるといふことが、本質
であるかと思ひます。国の公権
力の行使による損害の補償でござ
いまして、やほりその本質は損害
賠償であるといふこと、ござい
まして、損害賠償の基本原則は、
いわゆる行為者、この場合には公
務員に故意、過失がある

場合というのが原則であるわけですが、この刑事補償法はそういう故意、過失というものを要件といたしませんで、いわゆる無過失による場合を補償するということになっておるわけでございます。

したがって、いわば特殊例外的なものだということがそういう意味で申し上げられるのじゃないかというふうに思いますが、では、なぜこの場合にそういう特殊例外的な補償をしているかということになりますと、やはり刑事事件で身柄の拘束を受けておられた方が無罪になるというそれ自体きわめて特殊なものであるということ、またその結果と申しますか、その過程においてそういう扱いをされた方の不利益というものが非常に大きい、これも他に例を見ないようないわば大きな高い不利益であるというところから、損害賠償の基本原則の特殊例外なものとして無過失による損害賠償、補償というものを認めているのがこの法律であろうというふうに思われるわけでございます。

そのほかに、いろいろ公権力の行使に伴いまして一般の方にいろいろ不利益を与える場合がたくさんあるわけでございますけれども、そういう場合は、やはり先ほど申しましたような基本原則に立ち返りまして、国家賠償法の規定で、公務員に故意または過失がある場合に補償をするというのがたてまえでございます。非拘禁者の場合につきましても、無罪になった被告人にいろいろな形で不利益があることはもちろん否定するわけではございませんけれども、やはり身柄を拘束された場合に比べれば相当な差があるわけでございますし、身柄の拘束を受けてない場合は、その他の公権力の行使に伴って生ずる不利益と共通するようなものであるという考え方が基本にあるわけでございます。そういうことから、そういう場合にはやはり国家賠償法の手続で補償を請求され、その要件を満たす場合には補償をするというのが適当であろうというふうに考えるわけでございます。

なお、この法律は、いま申しましたような特殊な考え方から、補償の金額といいますが、補償の金額もいわば定型化しておるわけでございます。そういうことも、この法律による補償がいわば特殊なものであるということを示しているのじゃないかというふうに思うわけでございます。

なお、非拘禁者の場合にございまして、無罪になりました場合に裁判でいろいろ費用がかかるわけでございますので、そういう費用につきましてはいわゆる費用補償というものをすること、こと、それを昭和五十一年の刑事訴訟法の改正によって実現しているわけでございます。非拘禁者に対する補償の全部とは申しませんが、そういう面での補償はいわば実現していると、こういうことでございます。

○小平芳平君 次に二つの質問をいたしますが、同じような押収捜索等による補償ということが考えられないかどうか。特に、少年保護事件の場合などは、間違つて保護されたというような場合も何かあったかのように聞いておりますが、そういう場合いかがでしょうか。

○政府委員(前田宏君) まず、第一の押収捜索等の強制処分が行われました事件について、無罪の裁判があつた場合にもそういう強制処分を受けた者に対して補償すべきではないかという問題でございますが、この問題は、先ほどのいわゆる非拘禁者、拘禁されなかった者についての補償についてと同様な問題であるかと思うわけでございます。国、この補償というものをどこまで幅広く認めるかという一つの立法政策の問題にも帰するかと考えられます。先ほど申しましたように、原則はやはり故意、過失による国家賠償法というのが基本でございますので、そこまで広げるのは他とのバランス等の関係もございまして適当であらうかなというふうに思つておるわけでございます。

それから、第二のいわゆる少年の保護事件についてでございますが、確かに御指摘のような問題はないわけではございません。ただ、改めて申し上げるまでもないかと思いますが、現在の少年法におきましては、その対象者を罪を犯した少年だけとなく、いわゆる虞犯少年と申しますか、そういう者も対象にしておるわけでございます。その審判の考え方も有罪が無罪か、つまり白か黒かというものを決めるのではなくて、要するに保護という観点から保護を要するかどうか、保護すべきかどうかという観点から手続がなされておるわけでございます。

したがって、裁判所のとえば不開始処分あるいは不処分というような決定におきまして、その内容的な事実があるとかないとかということが必ずしも明示されないようになっておる。それが明示しなくても差し支えないというようなことになっておるわけでございます。したがって、その中には実質的にいわば無罪なものも含まれておるわけでございますけれども、そこまでこの補償というものを拡大すべきかどうかということは、少年法の基本的な物の考え方にも関係するわけであらうと思つております。

ただ、確かにそういう問題がございまして、現在法制審議会の答申を受けた後に私どもで作業を進めております少年法の改正作業の中で、いわゆる非行事実が認められない旨の決定を明らかにするということが必要ではないかというのが、一つの問題点になっておるわけでございます。

そういうこともございまして、いま御指摘の問題は、そういう少年法の改正問題ともからめてひとつ考えていきたいというふうに思つております。

○小平芳平君 次に、検察事務官の検察事務取り扱いについて伺います。

これは「当分の間」となつておりますが、引き続きつと継続してあるのかどうか、あるいは「当分の間」というんですから、ある時点でこういうことがなくなるのかどうかという点。

それから、検察官が配置されていない区検がないおありですか。

それから、こうした検察官事務取扱は何人くらいおられるか等について伺います。

○政府委員(前田宏君) まず、第一の「当分の間」という問題でございますが、検察庁法の三十六条に「当分の間」という言葉が出てくるわけでございます。これは文字どおりと申しますか、本来の趣旨は、区検察庁におきましても検察官の事務は本来の検察官が取り扱うことが原則である、またそれが当然望ましいということでございますけれども、いろいろ制約等もございまして、なかなか事務量に見合った検察官の確保が困難な実情にございます。

そこで、比較的軽微な事件だけを扱つております区検察庁に限りましては、暫定的に検察事務官が検察官の事務を取り扱うことができる、こういうこととしておるのがこの三十六条の趣旨であるわけでございます。その気持ちからいいますと、なるべく望ましい本来の姿に早くしたいということをあらわしておるわけでございますけれども、ただいま申しましたように、なかなか現実の問題といたしましてはそういう検察官の増員と確保というものが困難でございますので、そういう実情が解消されるまでの間はやはりこういう状態を続けざるを得ない、できるだけなるべくそういう状態を少しでも減らしていきたい、こういうことでございます。

それから、第二の検察官が配置されていない区検察庁の問題でございますが、結論的に申しますと配置されていない庁はないわけでございます。ただ、やや詳しく申しますと、いろいろ区検察庁がございまして、事件数の多い庁もございまして必ずしもそうでない庁もございまして。

そういうようなことで、いわゆる常駐と申しますか、常時検察官が配置されている庁と、必ずしも常駐的ではなくて、併任あるいは事務取扱という形で必要に応じてその庁に赴きまして事務をとると、こういう扱いと二つ、その庁の規模や扱う

事件等によりまして差があるわけでございまして、数から申しますと、全体で区検察庁が正式に事務統合されておりますものを除きまして五百五十五戸ございしますが、その中で検察官が常駐しておりますものが三百一十戸、先ほどのように併任とか事務取扱とかいうことで実際上は仕事に差し支えがないようにいたしておるわけでございしますが、そういう形をとっておりますものが残りの二百五十四戸ということに相なるわけでございします。

それから、第三点の検察官の事務を取り扱う検察事務官、この数でございしますが、これは全国的に合計で九百二十二人でございします。

○小平芳平君 現在、検事で検察官の職務を行っていない方が法務省には大ぜいいらっしゃると思ひますが、またほかの省にもいらっしゃるようですが、こうした方はなるべく本来の検察官の職務に当たってもらおうというのが本則ではないでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 先生御指摘の検事で現在検察官としての職務を行っていない者が相当数ございしますが、大きく分けまして二通りございまして、一つは、法務省所管の行政事務に従事しております充職検事でございします。これは法務省設置法によりまして、「当分の間」「検事をもつてこれを充てることができる」というふうな定められております。現在百二十名足らずおるわけでございしますが、御承知のように司法制度の改正あるいは民事、刑事の基本法令の立法あるいは訟務事務の遂行あるいは検察庁職員を含めまして管下職員の研修その他に、どうしても法律家としての知識と経験あるいは裁判官または検察官としての経験を必要とする職が相当数ございします。そこでこれを充てておるわけでございします。それが一つでございします。

もう一つは、法務省以外の他省庁へ出ている者、これが司法研修所の十名を含めまして二十八名でございしますが、具体的に一、二申し上げますと、内閣法制局あるいは公害等調整委員会、公正

取引委員会、国税不服審判所その他でございします。これも、いま挙げました役所の仕事の性質上、法律家としての知識と経験を必要とすると申しますか、そういうような非常に有益な役所の事務でございしますので、そこで他省庁へは裁判所十名を含めまして二十八名が出向してその職務を行っていただくわけでございします。

私どももいたしましては、現在の現場の検察庁の状況を考えまして、なるだけそちらの方へという希望もあるわけでございしますが、片や、いま申し上げました第一の法務省の事務につきましても余人をもつてかえがたいという事情がございしますし、また他の省庁に出向しております者につきましても当該省庁の事務に有益であると同時に、いわば検察庁検事としての事務の周辺に位置するような事務でございまして、そのこと自体また検察庁にも、あるいは検事としても有益であるというふうな考えております。

ただ、先生御指摘の点は、十分考えまして今後対処してまいりたいと思ひます。

○小平芳平君 次に検察官適格審査会、これはどのように運営されているか。検察官適格審査会の検察事務についての指導、研修というようなことも行われているかどうか。

それから、検事の取り調べが、反省を求める意味で窓際に立たせておいたとか机を飛ばしたとか、あるいは夜、午後十一時ごろまで行われたとかいうようなことも聞くのであります。一般的に言ひまして、そう無理な取り調べが行われているのか、あるいはそういうことは一般的に行われているわけではないというふうなことがあるのか、お伺ひします。

○政府委員(寛榮一君) まず初めに、検察官適格審査会でございしますが、御承知のように、国会議員六名の方を含めまして十一名で構成されております。特定の検察官が心身の故障、あるいは非能力等のために検察官として適格を欠くという場合には、これを排除するというのを任務としておるわけでございします。

審査の方法といたしましては、すべての検察官について三年ごとに行います定時審査と、それから随時行います随時審査がございします。定時審査は三年ごとに行われておるわけでございしますが、随時審査は、一般の申し出等がある程度固まると言つて変ですが、審査の対象がある程度固まった場合に随時開いております。大体、最近の状況では年に一回ないし二回、それぞれの時点で十件ないし三十件ぐらいを審査いたしておるわけでございします。あくまで、いま申し上げましたように、検察官としての職務に適格性がないかあるかという審査でございしますので、その席上で検察官の指導、研修というような場面はちよつと見当たらないかと思ひます。

それからその次に、取り調べの方法について何かそこで審議されるかというお尋ねでございしますが、一般人からの申し立てもいろいろございまして、不起訴にしたからけしからぬ、あるいは起訴された受刑者からのあはれは、けしからぬとか、あるいは少しおかしいと言つて変ですが、告訴狂のような方が出されるのがこれが大半でございします。ただ、中には先生御指摘のように、取り調べの方法が夜になつたとかどうであつたというようなことについての苦情も聞かれます。それらもこの審査会で慎重に審査されるわけでございします。現在までにそういうことで当該検察官が不適格であるという決定をいただいた事例はございしません。ごくまれな例といたしまして、確かに必要な捜査方法ではあるけれども少し行き過ぎではないかというふうなことがありまして、場合には、当該審査会に検事総長も委員として出席いたしておりますので、当該検察官の監督者であり、かつ委員である検事総長から、しかるべく本人に注意をするなり、今後そういうことは絶対ないように注意をするというふうなことを申し上げまして、そのように対処いたしておるわけでございします。

○委員長(鈴木一弘君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(鈴木一弘君) 商業登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。坂田法務大臣。

○国務大臣(坂田道太君) 商業登記法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の商業登記法によれば、会社がその本店を移転しようとするときは、移転すべき地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができ、そのものとしております。この商号の仮登記の制度の趣旨は、会社が本店を他の市町村に移転しようとする場合に、あらかじめそのことを察知した者が移転予定地にその会社と同一または類似の商号を登記して、その会社の本店移転を妨害することを防止する点にあります。

ところで、商号の保全を図る必要性は、会社の本店移転の場合のみでなく、会社の商号または目的の変更の場合、さらには会社の設立の場合にも存するのであります。特に、最近においては、商号専用権を濫用して、会社から不当の利益を得ようとする一部の者の動きもあるやに承知しております。

この法律案は、このような社会経済情勢に対応いたしまして、商号の仮登記をすることができ、場合を拡大しようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。第一に、会社は、その商号または目的を変更しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができるようになつております。

第二に、株式会社または有限会社を設立しようとするときは、発起人または社員は、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができるようになつております。

第三に、今回の改正による商号の仮登記の予定期間は、一年を超えることができないことになつております。以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(鈴木一弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

暫時休憩いたします。

午後二時十六分休憩

午後二時二十六分開会

○委員長(鈴木一弘君) 休憩前に引き続き再開いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに質疑は終局しております。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十八分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月五日)

一、商業登記法の一部を改正する法律案